

【未定稿】

令和5年3月9日 農林水産

を視野に、六月をめどに新たな展開方向を出しますと、こういうことでござりますので、是非御理解ください。

○紙智子君 日本共産党的紙智子でございます。

今日、酪農の危機の問題についてお聞きます。

野村大臣は、二月二十四日の記者会見で、業界

団体の聞き取りを基に酪農家の離農の実態につい

て報告されましたよね。全国の酪農家の九割が生

乳を出荷する指定生産者、生乳生産者団体の受託

戸数を中央酪農会議が調べたものです。

それで、ちょっと今日配付した一枚目の資料を

見てほしいんですけども、一〇二二年の四月か

ら十一月の出荷農家戸数を見ますと、全国の戸数

は一万一千七百十九戸から一万一千五百九戸に

減少しています。北海道では、百五十四戸減少し、

都府県は四百十三戸減少しました。全国のこの減

少率が例年4%で推移していたものが昨年は6・

5%、都府県は5%だったものが8・2%に拡大

したこと。

野村大臣は、これ酪農の離農が進んでいること

がうかがわると言われました。北海道の離農の

理由ということで見てみると、これまで高齢化

や跡継ぎ問題が大半だっただけれども、この一

年は働き盛りの世代の離農が進んでいます。借金

を返せるうちに離農するという方が多いわけです。

政府がこの間支援策を打つてきたわけですが

ども、なぜこの離農に歯止めが掛かっていないのか、まずお聞きしたいと思います。

○国務大臣（野村哲郎君） 紙委員からのお話のとおりで、我々も早くこれは、離農が進み出したということがいろいろ言われたものですから、調べたらさつきおつしやったような数値が出てきました。

これは、指定団体を通しての調べですから、九割方は把握していると思いますが、あと10%は系統外に出される方なものですから、その方々の動向というのはつかめませんでしたけど、ほぼ九割方はそういう傾向が見られたということになります。

これは、非常に難しい今のは質問であります、なかなかこの離農が歯止めが掛かってこないといふのは、私は、餌の問題は一つあります。餌をまだ、三・四半期は終わつたんですが、四・四半期の価格がまだ、補填の価格も決まっておりませんし、そういうのがまだ農家に振り込まれております。

ただ、私も地元の酪農協から資料を取り寄せな

がら見ておるんですが、十一月から十円上がりました。これは、北海道は補給金は、これ四月からだつたですかね、十円上るのは。乳価が上がつたのは昨年の十一月。十一月、十二月というのは少し好転しているようでありまして、今、この表

で、離農ということじやなくて、農家の経営の好転の度合いを見たらというのは何で見ているかと、いうと、酪農協に生乳を出した、その販売代金が振り込まれた、そしてそれの中から餌代だ何代だというのが引かれて、農家の純粹に振り込まれるのが幾らかというのをずっと見てるんです。

そうしましたら、十月までは大体半分の方がゼロなんです。ということは、何で飯を食っているのかつて分からぬぐらいにもう農家からは控除されることで、農家の口座に振り込まれるのはゼロだったんですが、十一月頃からそれが好転してきているということになつております。今まで、今回のその餌の補填が国から出でにくわけですが、そういうのが出ていつたときに農家の経営の状況がどうなつていくのかといふのもまた見なければいけないと、こんなふうに思つておりますし、さらに、加えて言いますと、今現在、関東生販連は、数字が間違つていたら、めんなさい、十五円だったと思うんですが、近畿の生販連は二十円の値上げの、これは今メークーと交渉しております。

そして、驚くことに、各ブロックが全部、今メークーと値上げ交渉をしておりますから、そういう意味では、これはやっぱり農家の皆さん方が国からのこの支援だけじゃなくて自ら立ち上がりつてこられたなど、こういうことを私は思つていると

【未定稿】

ころでありまして、是非それで貫徹していただきたいと、こんなふうに思います。

○紙智子君 要するに、間に合っていないということですね。それで、足りないし間に合っていないということだと思うんですよ。

それで、ちょっと、「この酪農家の経営悪化の状況は、肥料や光熱費などの高騰もあるんですけども、四割前後を占める飼料、ここが高騰が激しい」ということだと思うんですよ。

それで、「この配付した資料を見てもらうと、青い線ですけど、これ、昨年四月の配合飼料の価格が一キロ九十一円だったのが十一月に百一円と十円上がったと。それから、緑のラインは輸入乾牧、乾燥牧草、乾燥した牧草ですけれども、五十四円だったのが七十円まで上がっていると。コロナ感染症が増えた二〇二〇年と比較すると、これ、配合飼料は一・五倍、輸入の乾燥牧草は一・八倍も高騰したわけですよね。在庫対策などの生産者拠出金も出しているわけで、それがあるのに乳価は昨年十一月から十円上がつただけで、加工乳に上げるということになつていて、だから搾つても搾つても赤字という状況なわけですよね。

日本農業新聞の北海道支所が、酪農家のいる道内の九十一のJAに二三年度の経営の見通しを聞いているんですね。これ見ると、二二年度に比べ

て離農のペースが増えそうだというのが一五%、やや増えそだとうのは一四%で、合わせると過半数近いJAが、これ離農のペースが加速するということを懸念しているわけです。それで、最多の理由、その理由の最多というのは、経営難が多いことを懸念しているのは、経営難が一二%ですから、だから、やっぱり経営難って答えてるのが一番多いということなんです。

二月十四日、国会内で、日本から畜産の灯を消すなどといふことで、百五十人の人たちが集まって、ネットで、オンラインでやつて五百人ぐらいだったんですけど、消費者も含めて緊急集会開かれました。北海道からは十勝や別海町からも参加した酪農家がいて、野村大臣にも直接要請に行かれました。私も同席しましたけれども、やむなく生乳を廃棄している生産者の訴えを聞かれたと思うんです。生乳一トンの廃棄で、金額にすると十万円になるということですよ。もうこれは自主的な廃棄ですって涙流しながら、自主的なんですついでにまだ上がってなくて、今年の四月から値上げするということになつていて、だから搾つても搾つても赤字という状況なわけですよ。

ぱり政治の責任、役割だというふうに思つてます。資材の高騰、円安の中で、私たち共産党としては、昨年来、緊急的、一時的な直接補填が必要だと、直接生産者のことに行く支援が必要だといふことを言つてきたわけですが、改めて、從来

の仕組みから一步踏み出して、今を乗り切る強力な支援策を打ち出すべきではないんでしょうか。

○国務大臣（野村哲郎君）今、これは衆議院の農林水産委員会でも、今、紙委員がおつしやいましたようなお話が出ましたけれども、やはり緊急

的な、今を乗り越える酪農家への支援策について、どういうことがまだ改めて必要なのかと。ただお金を渡せばいいという話ではないという思いがして、仕組み的なものをやっぱり変えていかなきやいかぬのだろうと、こんなふうに思つておりますから。まずはやっぱり我々がこれは、まあ飼料とネットで、オンラインでやつて五百人ぐらいだった。まずはやつぱり我々がこれは、まあ飼料といふのはこれは酪農だけじゃなくて牛も、それから豚も鶏も全畜種に及ぶ話ですから、だから豚も鶏も全畜種に及ぶ話でありますから、だからまず、この飼料高騰対策をまずやるうと。

そして、酪農の場合にはやはり毎日毎日生乳を搾りながらやつておられまして、毎日出すから毎日お金も入つてくるんだけど、それがほとんど残らないと、こんな状況でありますので、何とか皆さん方がそれで戸数が減らないように何かできないのかということでまた考えてもおりますが、おりますが、まずはこの飼料価格の高騰対策だつたんだと思いますが、まだほかにも今役所の方でも検討はしつつありますけれども、まあこれだという決め手がなかなかないと。先ほど言いましたように、国の対策と、対策があるし、それからまた生

【未定稿】

乳団体の皆さん方の御努力もしていただきなきやならない。これは、先ほど言いましたメーカーとの価格交渉しておりますから、この価格交渉で何とか上げていただければうまくいくということものではあるだらうと、そういう合わせ技しかないではないかなと、そんなふうに思います。

○紙智子君 酪農家の離農に歯止めが掛かっていないといふことで、それでこの間のその支援の中に、生乳の需給調整するために一頭十五万円と、五十億の補助金を付けて四万頭もの乳用牛を淘汰するというわけですよね。これ、三月から始まつていると。

現場で話を聞くと、頑張っている牛を淘汰なんてできないよって言つてているんですね。この制度の評価って非常に悪いです。補助金はやっぱり牛を生かして生産を応援するために使うべきじやないのかという声が出ていて、これちょっと質問する時間なくなつちやうんで主張にとどめておきたいと思いますけれども、四万頭もの牛を淘汰するということになれば、今年中にも牛乳の不足の事態に陥るんじゃないかという、そういう指摘もされています。

今必要なのはやっぱり緊急支援なんだと、生産者の経営を守る、国民への乳牛の安定供給を図るといふことが求められているわけです。畜安法で審議のときにも当時の山本大臣が、畜安法の改正

というのは生産者の所得を増大させることが目的なんだつて答えました。この目的に沿つた対策が求められていると思うんですけれども、一言でお願いします、大臣の見解。

○國務大臣（野村哲郎君） 長くは申し上げません。いや、要は、いろいろ方法は考えていいかなきやいかなと思うんですが、まずはその生産基盤を毀損させないと、いう業界の共通認識はありますので、乳牛の頭数を調整するのではなくて、乳製品への加工によって調整をしてきたのが脱脂粉乳であります。これが需要が回復しないで在庫が過去最高水準まで積み上がつたと、こうした中で飼料価格が高騰したと、こういったようないろんな要素が絡んでおりますので。

したがいまして、私どもとしましては、まずはその脱脂粉乳の在庫低減対策なり、あるいはまた牛乳の消費拡大への取組の支援、こういったことを行つてきましたし、これから、生産者団体から抑制の取組の支援を要請された」とを受けて、三月から十五万円つて先ほど来ますが、そういうことの対策もやつているところであります。これぞという決め手がないというのが本当に申し訳ないなと思いつながら、でも、だけれども今日も私は地元から電話が来たのですから、今をみんなで乗り切ろうと、こういう、これは北海道だけじゃ話はありませんで、鹿児島の酪農家百七十戸

おりますけれども、この人たちも何とかしてくれつて今日電話が来ました。それはお金の、資金の話でありましたので、これはもうすぐ局長に言って資金の手当てをやつてくれと……（発言する者あり）あつ、済みません、というような話もしております。

○紙智子君 ちょっと長く、全体として答へが長くなつちゃつてだんだん時間が、質問時間がなくなるんですけど、乳価の問題を次しようと思つていて、昨年十一月から十円上がつたと、加工乳は四月から十円だと、これでは不十分だという声がはつきり出しているんですね。もう三十円ぐらい上げてくれないとという話もあります。

それで、乳価が上がらないわけですか、北海道でいえば出口対策で酪農家は二百億円もの抛出金を負担してきました。来年度も、今年も抛出が求められているわけです。それで、資材は上がるし抛出金もあると、なのに今の乳価で再生産が可能なのかということが一つあるんです。

それから、ちょっと時間ないからもう一つ言いますけれども、資料で配付、一枚目の資料、これ大手乳業メーカーの内部留保の資料なんですがれども、これ見ていただきたいんですね。これ明治乳業でいうと二〇一九年の内部留保が四千五百三十七億円だったのが、二二年、五千八百二十九億円に増えています。森永乳業は千三百七十七

【未定稿】

億円から千八百十七億円、雪印メグミルクは、数字入ってませんけれども、千二百五十五億円から千四百八十七億円に増えているんですね。

我々、内部留保そのものは、何かのときに備えて蓄えておくものですから、それは否定しないん

ですけれども、ただですね、これだけ今生産者赤字続きでもう廃業かと言つているときに、メーカーの内部留保は順調に上がつていてるわけで、

こういうことを見るならば、これ酪農家の再生産を補償するために、乳価をもつと、生産者の乳価ですね、ここを引き上げるように国がイニシアチブを発揮すべきじやないかと思うんですけれども、いかがですか。

○国務大臣（野村哲郎君） この初めて大手乳業メーカーの内部留保の状況を見させていただき、本当に農家は困っているけど、こんなに潤つているのかなというのをびっくりしました。

ですから、先ほど申し上げたように、今、各プロックごとに指定団体の方でメーカーとの交渉をしております。今まで一回もなかつたんです、一回もなかつた、こんなことは。でも、今回は全プロックがメーカーと交渉し出しましたので、むしろ、むしろ旗ぐらい立てていかなきやいかぬのじやないかつて私は冗談で生産者の人たちには言うぐらに、やはり自分たちで決められる、価格を決められるのは酪農だけなんですよ。ほかののは

全く自分たちでは価格が決められない。だから、酪農の人たちも国で何とかしろというのも当然これは当たり前で、当然の話なんですが、むしろ自らがやる」とはもう一つあるでしようつて、メー カーと交渉しなさいと、こんなことを実は言つてゐるところです。

○紙智子君 交渉しなさいじゃなくて、国自身がもっと乗り出してほしいんですよ。直接農家の人が大臣室で訴えたように、力関係、物すごい差があるんですよ。生産者団体の方は、もつともつて言うと、いや、もう分かつた、だつたらもうそこと取引やめるからつてなつてしまつたら元も子もないですから、弱い立場なんですよ。

だから、そういうときに、やっぱり国として言うべきことをしつかり言つてもらつて、乳価もつと引き上げられないのかということをメーカーに働きかけてもらいたいと。一言ちよつとそれに対して言つてください。

○国務大臣（野村哲郎君） まあなかなかやりますとは言い切れませんので、要是民民の取引ですから余りそこに官が入り込むとはいがなものがなと思いますが、まあ何らかの方法があればちょっとと考えてみたいと思います。

○紙智子君 是非強くちょっと働きかけていただ

生産者は、我々には生産抑制求めながら輸入は野放しになつてると言つて怒つてますよね。それで、北海道の酪農家は生乳で十四万トン減産するのに、カレントアクセスは十三万七千トンだから、ほぼ同じぐらい、匹敵するぐらいですよ。生産者には拠出金を出せと、減産しろと言つて、どうやつて生き残れるんだと言つてるんですね。

○副大臣（勝俣孝明君） WTO農業協定にカレントアクセスの定義など、これを直接的に規定した条文はありません。

他方で、いわゆるカレントアクセスとして交渉された関税割当ての約束については、WTO加盟国ごとに規定される譲許表においてその数量、税率等が明確に規定されています。

○紙智子君 今言われたように、協定そのものにはないんですね。

それで、モダリティーにあるんだということ、

このモダリティーといふことですけれども、配付した二枚目の資料、農業協定における市場アクセススグループ議長の記録というのを見てほしいんです。

農林水産省は英文の和訳はやつてないというので、私の事務所で翻訳しました。カレントアクセス

次なんですが、カレントアクセスです。

【未定稿】

スは数字の十一というところに書いてあります。カレントアクセスって出でていますけども、カレントアクセス、現行の輸入機会は一九八六年から一九八八年までの平均年間輸入量以上でなければならぬ、これらの機会が拡大される場合、拡大はこれらの手順、モダリティーの第六項の規定に沿つたものでなければならないというふうに訳しているんですけど、この中身の意味をちょっと簡潔に教えてほしいんですけど。

○政府参考人（水野政義君）お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、このモダリティー文書につきましては、ガット・ウルグアイ・ラウンドにおいて交渉プロセスにおける各国の約束の方法についての手順を加盟国間で定めたものだと理解しております。委員ただいま御指摘ありましたところ、このパラグラフ十一については、カレントアクセスの機会は少なくとも一九八六年から八八年までの平均輸入数量として設定しなければならないという旨規定されたものだと理解しております。

○紙智子君 ちょっと先日レクチャーで聞いたら、その八六年から八八年の乳製品の輸入量は三年間で四十一万一千六百六トンだから、だから割ると一年当たり十三万七千二百一トンになるんだよという話だったんです。それでいいんですよね。

スは数字の十一というところに書いてあります。カレントアクセスって出でていますけども、カレントアクセス、現行の輸入機会は一九八六年から一九八八年までの平均年間輸入量以上でなければならぬ、これらの機会が拡大される場合、拡大はこれらの手順、モダリティーの第六項の規定に沿つたものでなければならないというふうに訳しているんですけど、この中身の意味をちょっと簡潔に教えてほしいんですけど。

○政府参考人（渡邊洋一君）御指摘のとおりでございます。

○紙智子君 それで、政府はカレントアクセスは輸入の義務があるって言っているんですけども、この文章を見てみると、機会を提供する手順を書いたものであって、義務という用語は出てこないんですね。なぜ義務になるんでしょうか。

○政府参考人（渡邊洋一君）お答えいたします。

この乳製品の十三万七千二百一トンでございません。輸入の義務ではございませんで、すけれども、これはその数量の輸入を行う義務は自分で、これはその数量の輸入を行なう義務を提供することが義務の内容でございまして、輸入 자체は義務ではありません。

○紙智子君 それはさつきもやり取りあつて認めているわけなんですね。ところが、義務というふうに言つているわけですよ。

それで、政府統一見解も併せてそこに書いてあるんですけども、それもちょっと見てほしいんですね。タイトルにあるように、これいろいろ調べたんですけど、この一九九四年の五月二十七日の議論の議事録しかちょっと見当たらなくて、それで、タイトルにあるように、これ米に関するものです。カレントアクセスという文言は出てきません。なぜ、カレントアクセスというふうにそこまで米のところで読み込めるのかなって思つんです

けど、これはどうですか。

○政府参考人（渡邊洋一君）お答えをいたします。

平成六年のミニマムアクセス米に係る法的性格に関する政府統一見解は、乳製品のカレントアクセスについて整理されたものではなく、これを乳製品のカレントアクセスの運用を左右するというもの、直接受左右するものではございませんが、ただ、乳製品につきましては、そのカレントアクセスの運用を直接左右するものではありません。

乳製品につきましては、そのカレントアクセスについての国際約束の内容は、我が国として毎年度、生乳換算で十三万七千トンに相当する乳製品、これバターですとか脱脂粉乳、ホエーあるいはバターオイルといったものでございますが、十三万七千トンの生乳換算、生乳に相当する乳製品について輸入機会を提供する義務を履行することが国際約束の内容でござります。

これまでこのような輸入の機会を提供する義務を履行してきた結果として、その結果として十三万七千トンがこれまで輸入をされてきたというものがございます。

ですから、繰り返しになりますけれども、平成六年のミニマムアクセス米に係る法的性格に関する政府統一見解は乳製品のカレントアクセスについて整理されたものではなく、これを乳製品のカレントアクセスの運用を左右するというもの、直接受左右するものではございませんが、ただ、乳製品

【未定稿】

品と米で共通する点といったしまして、国が輸入を行いう立場にあることから、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものであるうと、あるというような、ミニマムアクセス米について政府統一見解に書かれているこのステートメントは乳製品とも共通するものであると、そういう理解でござります。

○紙智子君 だから、結局、文言上は義務なんて書いてない、機会の提供なんですけれども、政府の見解で当該数量の輸入を行うべきものというふうに、べきものというふうに政府見解でこういうふうに書いているわけですよね。市場アクセスグループの議長の記録には、義務という用語はないんですよ。

つまり、これ、政府の考え方としてカレントアクセスを義務にしてしまったということなんじゃないんですか。

○政府参考人（渡邊洋一君） モダリティーは、交渉過程でどういう約束をするかについて各国で共通の交渉の基礎、交渉のやり方を定める交渉上のルールでございまして、その中にカレントアクセスということで、一九八六年から八八年の三年間の輸入数量を基準として、それを下回らない、平均を下回らないというルールがあつたわけで、モダリティーだつたわけでございます。

これ自体には法的拘束力はもちろんないわけで

ございますが、ただ、そういうルールに基づいて、交渉のルールに基づいて交渉した結果、国際法として、国際条約として最終的にWTO協定、そしてそのWTO協定に附属する各国の譲許表が、これが国際法として締結されたと。その締結された中にはカレントアクセスという定義はもちろんないわけありますけれども、十三万七千、乳製品につきましては、十三万七千二百二トンという生乳換算の数字とそれについての税率と、それに付いて輸入機会を提供する義務がWTO協定に附属する我が国の譲許表に記されているので、輸入機会を提供する義務として我が国を国際法上拘束しているものでございます。

○紙智子君 多分、聞いていてみんなは全然分かんない。義務じやないって言いながら義務というふうに何度も繰り返し言うわけですよ。

それで、ガット・ウルグアイ・ラウンドの交渉の当時の交渉官であつた塩飽二郎さんが、このカレントアクセスについて、これ輸入約束数量、確かにその譲許表でやるわけですからね、それで認められてはいる。で、いるだけれども、譲許した関税を常に限度いっぱい用いることを求める規定というのはどこにもないんだつて、当時の交渉官だった塩飽さんが言つてはいるんですよね。

それで、次のちょっと資料をまた見てほしいんですけど、配付資料の、これ我が党の予算要求資

料で出でてきているものなんですけれども、これ、さつきもちよつとありましたけど、カナダのバタ一というのは、約束数量が三千二百七十四トンにして国家貿易の輸入量は三千二百六十二トン、対して国家貿易の輸入量は三千二百六十二トン、まあ一〇〇%近いですけど一〇〇%ではないんですよ。だけど、民間のやつを入れると、それは超えるとなつてはいるんですけど。それから、韓国、トウガラシ、ニンニク、国家貿易はゼロ、民間貿易を含めても約束数量に届いていません。日本が義務だという国家貿易については枠を満たしていないわけですね。で、民間貿易含めても枠を満たしていません。

だから、なぜ、これ約束数量に届いていないのかということと、それから、その下にもちよつと移したいんですけども、韓国の一、中国はデータなしつつなつてはいるんですけど、これ何でなつかなということも含めて、ちょっとまとめて短く答弁ください。

○政府参考人（水野政義君） お答えいたします。御指摘の資料につきましては、各加盟国のWTO協定上の譲許表と各加盟国によるWTO事務局への通報を作成したものでありますので、各國の個別の事情については必ずしも把握しておりません。

その上で、御指摘のカナダ、韓国など記載のWTO加盟国については、実際の輸入量に国家貿易

【未定稿】

だけでなく民間貿易によるものも含まれている点を考慮する必要があります。つまり、民間貿易の場合は、関税割当ての枠数量の輸入機会の提供が必ずしも全て実際の輸入に至るわけではなく、アクセス約束数量と実際の輸入量が一致しない場合が多くなると考えております。

御指摘のアクセス約束数量と実際の輸入数量の差については、このような民間貿易の事情によるものが背景にあると考えております。

○政府参考人（渡邊洋一君） 追加でちょっと補足させていただきますと、この三千二百六十四トンですと九九・七、八%ということでしょうか……（発言する者あり）ええ、ということだと思いますけれども、これが具体的にどういう事情でこういうその一〇〇を切っているかというのは、詳細にはちょっとと承知をしておりません。

恐らく、契約は全量したもの、例えばシップバックが行われ、何か不良品だったためにシップバックが行われて、実際に入ってきた数量がちょっと欠けたために、WTO通報は一〇〇を切ったというようなことではないかと推測しております。我が国の十二万七千二百二トンにつきましても、入札を行いまして、その一〇〇%分落札をされて契約をされても、やはり同様のその契約後の事情によって実際には一〇〇%必ずしも入つてこなく

て、九九・数%というような数字が我が国のWTO通報上の消化率になるケースもこれまであったところです。

○政府参考人（水野政義君） ごめんなさい。答弁、先ほど漏れましたので。

データなしについて御質問ありました。これについては、WTO事務局への通報において、輸入量のデータがない旨記載されていたことによるものです。

なお、御指摘のデータなしとされた品目については、国家貿易と民間貿易による実際の輸入量の合計がアクセス約束数量を上回っている点にも留意すべきと考えております。

○紙智子君 だからね、いろいろあつていいといふことでしよう、結局。

データないのもあつたりするし、それから、一〇〇%入つていないので、民間入れてもいいよといふ話なんだから、そういうふうないろいろの中での日本だけがその枠をきつちり守んなきやいけないかということなんですよ。

○國務大臣（野村哲郎君） はい。

今、紙委員からありましたように、平成六年のミニマムアクセス米に関する法的性格に関する政府統一見解は、乳製品のカレントアクセスについて整理されたものではありませんというは先ほど局長が答えたとおりであります。この見解自体が乳製品のカレントアクセスを縛つてきたものであ

りますが、米のミニマムアクセス米とは国家貿易の定義がある。国家貿易が小麦や乳製品の需給及び価格の安定に果たしている役割があるんだということで、国家貿易の重要性を主張してカレントアクセスが認められたというふうに塩飽さん語っているわけで、だから調整することはで

きるという意味だと思うんですけれども、そこに立つたならば、やっぱり今ようやつとちょっと変えて、その、何だけ、脱脂粉乳のところは入札しないという話もされていましたから、それは当然だと思うんですよ。もう国内はこんなに大変なことになっているわけだからね。

【未定稿】

いう点は共通すると考えております。

○紙智子君 いざれにしても、国内でやっぱり抑制されていて、生産者は廃業かと言つているときなんですから、そこはこういう手を縛るようなものはこの際見直すべきだということを最後に申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○須藤元気君 ここにちは、無所属の須藤元氣です。

今国会も気合を入れて質問をしていきたいと思います。

本日は、昆虫食の安全性と子供食堂についてお伺いします。

私事ですが、昨日、四十五歳の誕生日を迎えた。（発言する者あり）ありがとうございます。自分の誕生日は自分的好きなものを食べたいと思文してがつついでいる姿を見て、友人たちは、そんなスッポン好きなやつ初めて見たよというふうに言つてきました。

私は、食に関してちょっと変わつてゐるらしく、昼食では、議員会館でホタテのひもの刺身を五百グラム、毎日、ほぼ毎日食べております。もう本当、秘書たちは僕をそんな変人扱いしていまして、もう本当に変だというふうに言つております。

そんな食に関してもトリッキーな私が、以前、昆虫食について質問をさせていただきました。質疑

の際、昆虫食についておおむね肯定的な意見を述べさせていただきましたが、その後、様々な情報を得て、どうも昆虫食には懸念すべき問題点があるということなので、改めて安全性と背景について伺いたいと思います。

まずは、安全性の検証についてですが、内閣府の食品安全委員会が公表した歐州食品安全機関による二〇一八年の公表資料によれば、コオロギには様々な毒性があり、食品とするには懸念があるとされています。百度の加熱でも死滅しないボツリヌス菌やカドミウムなど、カドミウムなどの重金属の含有のほか、人間には消化できないキチン質が含まれていることなど、様々なリスクが指摘されています。

古来から日本にはイナゴなどの昆虫を食べる文化がありました。コオロギはその中に含まれております。経験的に危険であることを語り継いでいるということなのではないでしょうか。

我が国では、食品一般についての規格基準が定められていますが、注意を要する食品等には特別に個別品目として設定されています。昆虫関連の食品は今のところ設定されていないことから、ほのかの食肉製品と同様に、規格基準を満たしていくば販売が許可されることになります。

先日、子供たちの給食の試食にこのコオロギ食が提供されたことに多くの不安の声がありました

が、このコオロギを食べる危険性について、政府の見解をお聞かせください。また、今後この個別品目として設定する考えがあるかもお伺いします。

○政府参考人（佐々木昌弘君）お答えいたしました。

我が国における昆虫食としては、イナゴ等の昆虫が伝統的に食べられてきたところでございます。

委員御指摘のコオロギに関しましては、これまでアジア、アフリカ等の諸外国で比較的多くの経験があります。また、そのほか、先ほど欧州においてはヨーロッパバイエコオロギ等が新食品、ノーベルフーズという形での認可が、許可がなされている、認可がなされているところでございます。

これまで我が国において、昆虫を食べたことによつて食品衛生上の健康被害が生じた事例は、少なくとも厚生労働省ではまず把握はしておらない状況です。

このような状況を踏まえると、現時点においては、昆虫に対する特別な規格基準を設定する必要はないものと承知しております。

ただ、引き続き、昆虫食の使用実績等にも注視しつつ、国内外の安全性に関する新たな科学的知見が得られた場合には、必要に応じ、対応について検討してまいりたいと考えております。